

答 申 書

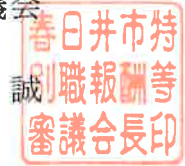
春日井市特別職報酬等審議会

令和4年12月6日

春日井市長 石 黒 直 樹 様

春日井市特別職報酬等審議会

会 長 大 辻



市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額並びに議員
報酬の額について

令和4年11月4日付けで諮問のありましたこのことについて、慎重な審議の
結果、別紙のとおり答申します。

答 申

1 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額については、据え置くことが妥当と考えます。

2 議員報酬の額について

議員報酬の額については、据え置くことが妥当と考えます。

3 審議の内容

審議会では、県内各市や全国の人口規模が同等の都市の状況、市の財政状況、市議会議員の活動状況、消費者物価指数の推移、人事院勧告の状況の資料などに基つき、慎重に審議を行いました。

主な審議内容としましては、次のとおりです。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の経済への影響が未だ残っている。また最近の円安や物価上昇の影響もあり、企業の経営状況は回復しているはいえず、市民の家計は苦しい状況にあることから、市民感情を考慮すると現状での引上げは困難である。
- (2) 今年の人事院勧告では、一般職の給料月額を0.3%引き上げるとされているが、当該引上げは若年層を中心とした引き上げとされている。また、期末手当の支給率は、人事院勧告に基づく国の給与改正に準じて、0.05月分の引

上げとなる見込みであるため、給料月額及び報酬月額を引き上げずとも、市長等及び議員の年収は上がる見込みである。

(3) 市長等の給料の額及び議員報酬の額については、平成30年度に引き上げられた以降、5年間、据え置きが続いているため、来年以降の人事院勧告、市内の経済・市民の家計状況、市民感情等を考慮しながら、引き上げについて検討していく必要がある。

(4) 人口規模を基準に県内他市と比較すると、本市の人口規模は5番目であるにもかかわらず、市長の給料と地域手当の合計月額は高いほうから11番目と相対的に低い状況にあることは事実である。このため、他市との均衡を踏まえながら、特に市長の給料月額については引上げを検討する必要がある。

これらの審議内容を総合的に勘案し、上記1及び2の結論に達しました。